12月3日

○議長(玉利道満君) これから本日の会議を開きます。

(午前9時00分開議)

○議長(玉利道満君) 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

〇議長(玉利道満君) 日程第1、一般質問を続けます。

まず、29番、森川和美議員の発言を許します。

〇29番(森川和美君) 登 壇

おはようございます。朝早くから傍聴に来ていただいた方に、まずもって敬意を表します。

質問に入る前にひとつ訂正をお願いしたいんですが、1番目のおはら祭参加と当日の姶良市職員の 交通事故違反となっておりますが、この違反というのをひとつ削除をしていただきたいと思います。 同僚議員からそのほうがえやなかなということでございましたので、素直に訂正を。

それでは、質問に入ります。 1番目に、おはら祭参加と当日の姶良市職員の交通事故とその対応について。

11月3日、鹿児島市でおはら祭がございました。姶良市からは参加者数は約90人と聞いていますが、 正式に何人参加されたのかお知らせください。そして、経費は幾らかかったのか。姶良市をPRする 手段として1つの手段でありますが、その経費の使途について明確に説明を求めるものでございます。

また、当日姶良市職員が交通死亡事故を起こしたということで、11月4日の南日本新聞に記事が出ておりました。このことについて、まず、ご遺族の方には心からお悔やみを申し上げたいと思います。市長はその事故報告があったとき、どこで何をされておりましたか。また、その報告をいつどこで受けられ、そのときの対応を明確に説明を願います。このことは通常の交通事故処理で済まされる問題ではなく、姶良市職員の管理責任者としての危機管理体制のあり方が問題であるので、市長の対応のあり方次第では責任放棄という重大な問題が発生していると感じますが、どうであったか明確に答弁を求めるものでございます。

さらに、次の4点についてお答えください。1つ、職員の交通事故件数、2番、交通事故件数及び内容、3番、交通法令遵守に関する研修の実施回数、4、交通違反に対する懲罰の有無及び懲戒のあり方とその内容を明らかにしてください。

大きな2番目、合併後の入札状況について。

合併後の入札状況とベストテンの入札落札事業者はどのようになっているか、合併後の各年ごとの 事業者ごとの受注額を示していただきたい。入札に際しては指名業者の選定が行われておりますが、 ベストテンの指名参加事業者も示してください。トップダウンによる事業者の指名参加はなかったか、 これもお知らせを願います。

姶良市になってからの旧町別の公共事業の件数と事業額を示してください。合併後の年度別集計は どのようになっているのか、お知らせください。また、予算配分が偏った政策になっているのではご ざいませんか。特に、旧加治木町は財政的にも厳しい状況があったと認識しておりますが、普通建設 事業の公共事業等のインフラ整備はおくれていたと思いますが、合併後どのように展開したかお知ら せください。

大きな3番目、墓地管理組合について。

墓地管理組合の所管はどこでありますか。保険環境課の所管と社会福祉協議会で取り扱っているケースがあると思いますが、旧町時代の墓地組合を管理している旧町と、設置されていない旧町での管理は、誰が、そして、どこがどのようにしているのか、あるいは、個人の市民負担はどのようになっているのかお知らせください。

最後の4点目、道路行政について。

- 1、地蔵橋踏切の両サイドの右折、左折は、この可能時はいつごろになるのか。
- 2番、市内のあちこちで交通渋滞が発生している時間帯、路線がありますが、渋滞の激しい路線は 何路線ぐらいあると認識しておりますか。
- 3、ヤマエ久野株式会社、デリカフレンズ株式会社が、現在操業、営業開始しておるわけですが、 その後、騒音が気になるという苦情が来ているが、そのようなことを聞いているか問います。今後、 あの場所に企業誘致の努力をさらにされると思いますが、この点についてどのように対応を考えてい るかお答え願います。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

森川議員のご質問にお答えいたします。

1問目の、おはら祭参加と当日の姶良市職員の交通事故とその対応についてのご質問にお答えいたします。

おはら祭の踊り連には、姶良市民間社会福祉事業所連絡会が社会貢献活動の一環として参加しておられ、本市にもお声かけがあり、PR活動の1つとして昨年と同様に参加したものであります。

参加人数につきましては、今回は関東姶良市ふるさと会の皆様も12人参加され、総勢約170人の踊り連となりました。そのうち、市役所としては20人が参加しておりますが、市としての経費はかかっておりません。

次に、姶良市職員の交通事故とその対応についてのご質問にお答えするにあたり、まずもって、今回の事故でお亡くなりになられたご遺族の皆様に対し謹んで哀悼の意を表し、お悔やみ申し上げます。事故当日の11月3日は、午前中は各地区の運動会訪問及びおはら祭への参加、午後からは山形屋で行われた加治木・姶良の物産展訪問や蒲生文化祭等へ出席しておりました。16時53分に当該職員の配偶者から所属課長に事故の連絡があり、緊急連絡体制に基づき、所属部長、総務部長の順に連絡がなされ、総務部長から関係課職員に対して情報収集及び今後の対応について常時連絡がとれるよう指示が出されました。体制の構築と同時に、総務部長から18時15分に事故報告を受けております。その後、事故状況等について逐次確認、報告すること、翌日は総務部長以下、関係部署の職員に庁舎内で情報収集、今後の対応について検討することを命じております。ただ、当日は当該職員本人も治療を受けるなど不安定な状況で、また、公務外の事故ということもあり、警察から詳しい情報も入手できない状況でありましたので、ご遺族と当該職員への対応等についてその経緯を注視しながらの対応となりました。現在のところ、警察による捜査の進捗状況やご遺族に対する当該職員の対応等について逐次報告を受けながら、当該職員自身へのケアも含めて対処している状況であります。緊急時の体制としては万全を期しておりますが、今後も引き続き常に適切な指示ができるような体制を組織として構築していきたいと考えております。

なお、事故についての詳細な状況等につきましては、現在捜査継続中であり、慎重な対応が必要でありますことから、この場での説明は差し控えさせていただきます。

次に、1点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

職員の交通事故の件数については、平成22年度が18件、23年度が26件、24年度が41件、25年度が 11月15日現在で20件であります。

また、交通違反件数については、平成22年度が5件、23年度が5件、24年度が2件、25年度が11月15日現在で3件であり、そのほとんどが速度超過、一時不停止であります。

交通法令遵守に関する独自研修は、平成24年12月に臨時職員を含む全ての職員を対象として24回 開催し、約700人が受講しております。また、安全運転管理協議会が行う安全運転技能講習会や競技 大会への参加、県交通安全協会が安全運転啓発活動の一環として行う180日間の無事故無違反を競う セーフティーチャレンジ180への参加要請などを行い、合併以降4年間で延べ1,170人の職員が参加し、 職員の安全運転意識の向上に取り組んでおります。

交通違反に対する懲罰等については、地方公務員法、姶良市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、及び、姶良市職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則、姶良市職員の分限及び懲戒の基準等に関する規程及びその標準例に基づき、姶良市職員分限懲戒審査委員会において非違行為の態様及び結果や過失度合、非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮した上で処分を決定しております。

次に、2問目のご質問についてお答えいたします。

合併後4年目になりましたが、平成22年4月から平成25年10月未契約分までの数値でお答えいた します。

まず、入札状況について業者ごとの落札合計金額の大きいものから順に10位までお答えいたします。 平成22年度は、1位が株式会社日立国際電気九州支社で1億2,390万円、2位が株式会社橋口組で 6,218万1,000円、3位が水永建設株式会社で5,571万7,000円、4位が株式会社あいら工業で4,183 万2,000円、5位が丸岡建設株式会社で4,126万5,000円、6位が株式会社上野建設で3,953万7,750 円、7位が株式会社やまうちで3,943万8,000円、8位が有限会社協洋建設で3,685万5,000円、9位 が株式会社山藤建設で3,576万9,500円、10位が有限会社本田工業で3,537万2,400円。平成23年度は、 1位が大英建設株式会社で1億9,458万1,800円、2位が福永建設株式会社で1億8,472万5,900 円、3位が第一建設株式会社で1億6,418万4,300円、4位が株式会社上野建設で1億2,873万円、5位 が株式会社橋口組で1億642万8,000円、6位が株式会社やまうちで1億465万3,500円、7位が丸岡 建設株式会社で9,217万9,500円、8位が株式会社山藤建設で8,515万5,000円、9位が株式会社日立 国際電気九州支社で7,455万円、10位が有限会社川野建設で7,350万円。平成24年度は、1位が株式 会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部で2億4,539万9,700円、2位が福永建設株式会 社で2億1,489万6,500円、3位が第一建設株式会社で1億8,567万7,800円、4位が株式会社岩澤組 で1億4,908万8,350円、5位が株式会社やまうちで1億1,822万2,650円、6位が大英建設株式会社 で1億174万5,000円、7位が丸岡建設株式会社で8,713万9,500円、8位が株式会社上野建設で7,652 万4,000円、9位が株式会社山藤建設で6,430万4,100円、10位が株式会社キョクヨウで6,376万4,400 円。平成25年度は、1位が株式会社キョクヨウで2億8,090万3,350円、2位が株式会社岩澤組で2億 6,635万3,290円、3位が福永建設株式会社で2億2,772万4,000円、4位が第一建設株式会社で2億 2,280万9,160円、5位が有限会社川野建設で2億948万6,550円、6位が丸岡建設株式会社で2億690

万9,640円、7位が大英建設株式会社で1億9,762万9,950円、8位が株式会社上野建設で1億7,382万8,550円、9位が有限会社川添建設で1億6,863万円、10位が親和建設株式会社で1億5,750万円となっております。

次に、競争入札参加指名の回数について指名回数の多いものから10番目までお答えいたします。 1番目が第一建設株式会社で162回、2番目が有限会社川添建設で161回、3番目が株式会社山藤建設で159回、4番目が株式会社上野建設で154回、5番目が福永建設株式会社で152回、6番目が株式会社やまうちで148回、7番目が有限会社若松建設で145回、8番目、9番目が株式会社岩澤組と有限会社姶良電気水道工業で144回、10番目が有限会社ナカタマリで143回となっております。

また、事業者の指名参加につきましては、市が発注する建設工事等の適正な施工と入札者を公平かつ適正に選定するため、指名委員会が設置されております。その指名委員会または条件付一般競争入札の運営委員会で参加業者等について審議を行い、入札事務を実施しており、そのようなことはありません。

始良市となってからの旧町別の件数、発注額につきましては、平成22年度は、姶良地区が67件5億644万2,100円、加治木地区が42件2億283万3,325円、蒲生地区が33件2億4,488万7,300円、姶良市全域が2件1億2,561万1,500円。平成23年度は、姶良地区が104件10億3,604万5,950円、加治木地区が58件3億9,297万4,750円、蒲生地区が40件6億6,832万6,050円、姶良市全域が4件8,268万3,300円。平成24年度は、姶良地区が85件6億3,319万6,450円、加治木地区が74件6億7,008万8,565円、蒲生地区が36件5億3,295万815円、姶良市全域が2件2億4,714万2,700円。平成25年度は、姶良地区が85件33億7,297万4,940円、加治木地区が42件4億9,181万3,620円、蒲生地区が17件1億5,156万7,458円、姶良市全域では現在のところ該当がありません。

予算配分が偏った政策になっているのではとのご質問については、私の基本的な考え方は新市まちづくり計画を尊重して生かす形で策定いたしました第1次姶良市総合計画にありますように、「地域によって暮らしやすさにおいて不公平感が生じないようにすることも必要です」としているところであります。そして、新市まちづくり計画にあたって地域別のまちづくり方針をほとんどそのまま総合計画に掲載し、地域ごとの課題を平衡した形で解決できるように苦心しているところであります。

私はこれまで市長として私心を捨て、誰がやっても難しいといわれる合併行政を公平、公正に運営してまいりました。したがいまして、姶良市は一つという考え方のもとに、旧加治木町、旧姶良町、旧蒲生町という考え方ではなく、地域による格差のないまちづくりを市民の皆様と一体となって今後も進めてまいります。

次に、3問目の墓地管理組合についてのご質問にお答えいたします。

墓地等の経営の許可につきましては条件に基づき生活環境課で行っておりますが、墓地の管理組合につきましては所管しておりません。本市の墓地事情は合併前後で大きな変化はなく、墓地管理組合、宗教法人などの民間による墓地管理、また、個人所有の墓地もあり、その管理形態はさまざまであります。

墓地については宗教的な要素もあり、法律上、直接市がかかわることが難しいこともありますので、 管理者がはっきりしていない墓地につきましては、管理団体の組織化などの必要性について周知して いかなければならないと考えております。

墓地の管理等費用につきましては管理者が不明確なケースもありますが、管理者がはっきりしている管理組合では規約などに基づき年管理費や組合費などとして負担しているようであります。

次に、4問目の道路行政についての1点目のご質問にお答えいたします。

市道姶良駅北鉄道沿線から地蔵橋踏切への右折につきましては、宅地造成に伴い設置された道路について市道の認定を行う際に、姶良警察署やJR九州鹿児島支社と交差点協議などを行いましたが、踏切の幅員が狭いため直進車や右折車が交錯し、踏切内で車が滞留した場合、列車との事故となりかねないため、姶良駅北鉄道沿線からの進入については安全性の確保のため通行が規制されております。現在、踏切拡幅に向けJR九州と協議を行い、今年度は概略の測量設計を行っているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市内の幹線道路、国道10号岩原交差点と加治木団地入口交差点、脇元地区の国道10号と市道十日町・脇元線の交差点、主要地方道川内・加治木線の米山交差点と弥勒交差点、加治木バイパス及び主要地方道栗野・加治木線の加治木インター前交差点、主要地方道麓・重富停車場線の姶良インター前交差点、市道東原・上水流線の姶良小入口交差点、市道岩原本通線の木田交差点を中心に朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生してることは認識しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

騒音が気になるという苦情につきましては、担当部署へも届いていないところであります。須崎公共用地への企業誘致につきましては、今後も引き続き誘致に努めてまいりますが、残っている用地や 道路が住宅地に近接しておりますので、進出を希望する企業に対しましては、その業種にもよります が、事前の説明、交渉段階から配慮していただくよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

〇29番(森川和美君) ただいま詳しく説明をいただきましたが、この1番目とこの交通事故関係と 入札関係について、一番のポイントが答えが出てないんですよ。

これからただしていきますが、まず、この1番目の問題について、体制の構築と同時に総務部長から18時15分に事故報告を受けておりますということなんですが、私はどこで、どういった状態で受けたかと尋ねてるんですよ。これをまずお答えください。(「議長」と呼ぶ者あり)この問題は市長。(「議長」と呼ぶ者あり)市長。何言ってんの。

〇総務部長(屋所克郎君) お答えいたします。このことにつきましては市長のほうから指示を受けまして、私のほうで全てをしておりますので、お答えいたします。

時系列的なことも今そこに書いてございますが、18時15分に私が市長へ報告をしたときには、市長はおはら祭の反省会ということで18時から地元の飲食店のほうで懇親会に出席をしていた状況にございます。(「はい、それでいいです」と呼ぶ者あり)

- **〇29番(森川和美君)** それをなぜ書けないんですか。都合が悪いものは書かないで、そこを私は聞いてるんですがね。笹寿司で反省会上がりをやってるんでしょう。そして、そのときにはもう連絡を受けていらっしゃるわけですよね。聞くところによると、万歳までいらっしゃったということなんですが、それは事実ですか。
- ○総務部長(屋所克郎君) 今、議員がおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

- **〇29番(森川和美君)** まず、議長、答弁はこれは大事な問題ですから、市長に議長でよろしいですか。
- ○議長(玉利道満君) 質問を続けてください。
- O29番(森川和美君) 私がなぜこれを強くお尋ねしているかというと、連絡を受けて、なおかつ、そういう飲酒の場でよくゆっくりと飲めるなと。私ならすぐご遺族の方に行って、まずお詫びだけは申し上げると思うんですよ。そこらはわかってなかったんですか、いわゆる相手方というのは。そこら辺はわかってるんじゃないですか。配偶者から所属課長に事故の連絡があったというふうに答弁がありますから、当然相手方はわかっていらっしゃいますよね。なぜ、そこでみんなとわいわいして飲んでいらっしゃったんですか。

それと、答弁を許しませんよ、今度は。それと、この場には職員が何名参加されたんでしょうか。 それと、踊りに参加した部分とその飲食の部分と、経費は一切市のほうからは出てないんですか。お 答えください。

〇総務部長(屋所克郎君) この今の件につきましては私のほうで把握をしておりますので、お答えいたします。

事故は警察からの情報も何も入っておりません。本人もこのときは病院に行っておりますので、最終的にわかったのは翌日の昼過ぎにどなたであるというのが、新聞には出ていましたが、住所等、それから、いろんな情報もいまだに入っていないところでございますし、最終的にわかったのは翌日の昼過ぎでございます。

それから、費用等は一切市の費用はかかっておりません。市の職員が参加したのは20名程度でございます。

〇29番(森川和美君) 私は市長に言ってるんですけど、あなたは横着な人やな。議員を何ち思ちょっとですか。一般質問はわずか1時間しかないんですから、もう少し丁寧に答えてください、市長。 きょうは穏やかにやろうと思うちょったですけど、笑いながら。できませんがね、これはこう。

ということは、この上がり反省会においても各自1円も出していないということですね。これわかりました。

それから、これは確かに公務外の事故ではございます。しかし、配偶者から連絡があった時点で何でその相手方の名前がわからない、そんなことはちょっとあり得ないですよ。すぐ配偶者が警察やらその方に言って、関係者が来ておったはずですから、お名前と住所だけは聞くはずですよ。聞きませんか、総務部長、一番先聞くはずですよ。携帯番号を教え合ったり、あるいは、保険屋さんを呼んで。そういう横着な答弁をしたら、今後も徹底的にやりますよ。私は来年の4月も必ず通ってくるんですから。(笑声)本当ですよ。しがみついても通ってきますから。注意してください。議長、退場させてください。

ですから、公務外ではありますが、これは大きな問題なんです。ですから、後から出てきておりますように、相当な事故件数がありますよ、22年度が18件、23年度が26件、24年度が41件、25年度も

15日現在で20件、しり上がりに上がってきています。安全運転管理協議会のどうのこうのの技能講習会に参加したとか、あるいは、いろいろ独自研修をしたとか、全然効果が上がってないじゃないですか。監督責任者のこれは怠慢、綱紀粛正の指導が足らない証拠ですよ、これは。大変な問題になることですよ、その事故状況によっては。ですから、私がいつも全協あたりで専決処分でざっと報告があるばっかり。これを見ると、ほんの3分の1ぐらいしか報告もしとらんですがね、違いますか。これだけは総務部長、答えてください。

〇総務部長(屋所克郎君) まずはじめに、先ほど情報が入らなかったというのは、我々もいろんな手段を尽くしながらその亡くなられた方の所在やらいろいろ調べましたが、これは警察のほうもなかなか教えていただけません。それはもう警察のほうに聞いてもらっても結構でございます。

そういうことでありまして、今の専決事項の件につきましては、事務局のほうからありますように その会ごとに全てを報告しているところでございます。

〇29番(森川和美君) 私はそんなにはとっておりません。

それでは、この交通違反やらその他事故等に対しての懲罰、これも説明を8行、何とんしれんとばっかい説明されて、処分を行ったかって尋ねてるんですよ、私は。なぜこういう答弁をするんですか、たちの悪い。時間稼ぎをしとるんじゃないですか。ということは、処分を決定しておりますという最後に締めくくっておりますが、全然やってないんですか、部長、その内容を明らかにしてください。

- ○総務部長(屋所克郎君) 詳細につきましては、総務課長に答弁させます。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) お答えいたします。

処分のやり方につきましては今回答の中でも述べたように、この条例、規則の中で、また、国の指針に基づいてやっているところでございます。

今回の事件につきます処分については、当然、ご存じのとおり事故の明細状況が確実に明らかになったことをもって懲戒審査等を行いますので、今回についての処分はまだ状況を見守っているところでございます。

以上です。

- **〇29番(森川和美君)** あなたはよく聞いてるんですか。今回のことじゃないですよ。今までの全てに対してですよ。だって、内容が明らかになってるじゃないですか、これ。このこともあわせてですちゅうことですよ。何を言ってるの。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) すいませんでした。過去のこれまでの分についてでございますが、 今報告いたしました事故件数というのは、例えば、バックミラーがちょっと損傷したとか、軽微なも のも全てを含めた事故件数でございます。

懲戒処分の明細としましては、23年度、訓告3件、24年度、訓告3件、ことしにつきましては訓告 1件ということで、懲戒審査委員会の中で処分はしているところでございます。 以上です。 **〇29番(森川和美君)** 今のような答弁をなぜここに書かないんですか。議会だよりに載るからですか。

これ前もって資料を教育部長と教育長、市長、副市長、総務部長に渡しているんですが、これ11月29日の朝日新聞に載っとったんですけど、垂水の市の職員2人処分、出とるんです。これ7月8日に市外で私用のため自家用車を運転中、追突事故を起こしたため、処分が今月26日付と、これは戒告の懲戒処分です。それから、消防本部が30代の消防職員を戒告の懲戒処分、今月12日、私用で市外で自家用車を運転中、制限速度が時速40キロのところを72キロで走行したということで、処分は27日付。15日でこれはもう処分を行ってるんですよ。だから、これぐらいしないといけないんですよ。講習をしたとかなんとか、180日間の無事故無違反を競うセーフティ・チャレンジとか、あるいは、合併以降4年間で延べ1,170人の職員が参加した、職員の安全運転意識の向上に取り組んだって、全然取り組んだ結果が出てないじゃないですか。これは大きな事故につながる恐れがあるんですよ。だから、私はこれを取り上げてるんですよ。こういう質問は初めてでしょ。入札の問題についても。今まで議会をあんまり軽視したから、私はこういう今度はあえて、3月議会ではもうやらないんですけど、これ出したんですよ。もう恐らくびつくりされたと思うんですけど。

このことばっかりにかけておれませんので、とにかく今後はこの交通事故違反、これは、例えば、公務中に交通死亡事故、いろんな違反も、無限大に大きな事故になる恐れがあるわけですよ。その職員も亡くなるかもしれません。そうすっと、また職員を補充せないかんという点もありますし、その仕事場がスムーズにいかないと。あらゆる面に影響が出てくるから、私はこれを強く。職員の私用のことですから、あまり取り上げるべきではなかったかもしれないけども、私は勇気を出してこれを出したんですよ。そうでないと市長も困るでしょうし、総務部長も困るでしょうから、あるいは、各課も大変なことになるかもしれませんので、そういうことであえて取り上げているわけでありますから、そこらはひとつご理解もしていただきたいと思っているところです。

次に入りますが、このいろんな数字を見ますと、25年度は姶良地域が大きく数字が出ておりますけど、これはもう私がしゃべらんでもわかることですよ。学校と給食別棟室等々が出ておるから、これは私は対象外と思ってるんですよ。

そういうことで、この数字から私、友人の力も借りながら夕べ2時ごろまでいろいろやったんですが、この数字を見ますと、22年度はこの受注額は、この日立国際電気九州というのはこれはもう外ですから、そうしますと、あとが橋口組、水永建設、株式会社あいら工業、丸岡建設さん、姶良地区の方が4社入っているわけですが、23年度から極端に、姶良地域の23年度は橋口さんと丸岡さんが入っているのみなんです。それから、24年度はもう丸岡さんだけ。25年度も丸岡さんだけ、これベスト10なんですけど。こういう実態があるんですよ。もちろん、大型事業があったりしてAランクの方のが中心になったんでしょうけども、もう少し私はBランクの方やら等も配慮したいわゆる指名業者の選定が必要だと思うんですが。副市長がこの指名委員会の委員長さんですよね。私はこの副市長の選任のときには、非常に笹山市長を褒めたんですよ、優秀な方を選んでくださったと。注目をしておったが、姶良の地区から選んでいただいたことに敬意を表したいというような、議事録を見ていただきたい。ところが、あんまいこの旧姶良町をかわいがってないんですよ。そういうところはどのようにお考えですか、この状況を見たりして、そして、指名委員長という立場で。

- **○副市長(大橋近義君)** 指名委員会では各工事の担当課からの推薦に基づきまして指名業者の推薦をいたすわけですが、工事の設計金額によってランキングが分かれております。そういったことから、 土木、建築ともにAランクの業者の中に土木は姶良地区が1社、建築は姶良市の業者が2社と、そういう状況があることをひとつご理解をいただきたいと思います。
- **〇29番(森川和美君)** そこらはもう十分わかってますよ。わかってるけども、もう少し大きな大型 事業はスリーベンチャーにするんですよ、Bを2つ入れて。そして、工区を1つ減らして。そういう ことをすりゃあ入るんじゃないですか。スリーベンチャーにしてはならないという規則はないはずで すよ。

それから、トップダウンによる指名業者への変更はなかったということですが、これはありました という首長はおらんですよ。このことについては、仮に後でそのような事例が起こっていた場合は市 長はどのような責任をとるおつもりですか。出てきたら、です。

- **〇市長(笹山義弘君)** 答弁で申し上げたとおりでございます。私の市政は公平、公正な行政施策を推進するという市政でございますので、そういうことは一切ございません。
- **〇29番(森川和美君)** そりゃ、なかなかあったと、今、世間であらゆる問題が出ておりますが、最初からそうでしたと認める人は誰もおらんです。そして、必ず後から申しわけございませんでしたっち。もうテレビを見りゃ、そればっかり。指名変更があったとする、もし事例が出てきたときには、そのときには徹底的追及をさせていただきたいと思います。

それでは、この指名委員会はどのような構成になっておりますか、副市長。

〇工事監査監(池田満穂君) お答えいたします。

指名委員会は副市長が委員長でございます。副市長を委員長にいたしまして、総務部長、建設部長、水道事業部長、農林水産部長、教育部長、そして、工事監査監の7名で構成をされておりまして、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。また、出席委員の過半数で決しまして、可否同数の場合は委員長の決するところによるというふうになっております。 以上でございます。

- **〇29番(森川和美君)** この指名委員会の中に外部から入れるということは、これ問題じゃないんですか。
- **〇工事監査監(池田満穂君)** 今のところは指名委員会の規定に基づいて今言ったような構成になっているわけでございますけれども、他市町を見ても外部からというのはあまり聞いておりません。 以上でございます。
- **〇29番(森川和美君)** 次に、この運営委員会というのがあるんですが、この違いはどうなんですか。
- **〇工事監査監(池田満穂君)** 運営委員会というのは、姶良市建設工事条件付一般競争入札の実施要項

の中にございまして、いわゆる指名ではなくて、条件をつけた形での一般競争入札に対するその条件 等について協議するものでございます。

以上でございます。

- ○29番(森川和美君) 13分になりましたから、この墓地管理組合についてですが、この墓地管理組合は合併時にあらゆる協議をされて、協議がまとまらんかったということを聞いておるんですが、そして、新市で協議をするということになっとると思うんですが、旧姶良町地区はほとんどこの管理組合方式になってると思うんですけど、特にこの加治木あたりは相当な墓地の箇所があっていろいろな管理がされてると思うんですけど、この一部のところでもいいと思うんですけれども、負担は社会福祉協議会から出ておるんじゃないですか、この水道料金あたりは。どうなんですか。
- **〇市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君)** 加治木地区の墓地の水道料金につきましては、社会福祉協議会のほうから出しているようです。 以上でございます。
- **〇29番(森川和美君)** この社会福祉協議会には、市のほうから相当な補助金、助成金を出してますよね。そこらあたりをどのようにお考えですか。
- ○市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君) 社会福祉協議会の運営につきましては担当部署が答えますが、これにつきましては合併の事前の、社会福祉協議会のほうが先に合併しておりますが、そのときに水道料金につきましては見直しをするということであったんですけど、いろいろな事情によりましてそのまま加治木地区につきましては水道料金をそのまま払うということでなっております。以上です。
- **〇29番(森川和美君)** これ個人負担を求めていくという点から、仮に第三機関、これはもう社会福祉協議会です、補助金を拠出している水道料金を支払っているならば、これ合併と同時に本当はするべきだったんでしょうけども、箇所が多かったりいろいろな問題点があったことからまとまらなかったと思っているんですが、これは早急にやはり何とかしないといけないと思ってるんですけども、そこらはどういう、例えばスパン、何年ぐらいまでにもっていくというふうに考えておるんですか。それとも、このままでいいというふうにお考えですか。
- ○市長(笹山義弘君) 社会福祉協議会のあり方等については、今内部でいろいろと新市としての事業をどのように進めていくかということは協議いただいています。その中で、1点見解のこれまでと違うところをお願いしているのは、社会福祉協議会はいろいろなお葬儀等を出されたときに香典返しをお受けになるわけです。これ年間相当額が上がると思いますが、私としてはこれを特別会計にしていただいて基金に積んで、その運用を図っていただきたいと。今は一般会計に繰入れておられますので、遺族のいろいろを考えましたときにその辺の要望を図る形でいろいろ事業をしていただきたいということで今お願いしているところであります。

○29番(森川和美君) もう時間がなくなりましたからこの道路行政に入りますけれども、このことも非常にいろいろ問題があります。この姶良駅北鉄道沿線、前のパワーズのところです。もう閉鎖してから約2年ぐらいになると思っているんですが、あのような開発許可を出すとき、あるいは、その近辺に本線が通っている場合、そこらあたりを全然考慮せずに企業サイドに立ってだけ道路築造をしながらあとは通さないというのは、これいかがなものかな。市民サイドに立ってないんじゃないですか。

このほかのことも含めて、いわゆる市内の幹線道路の渋滞の問題、国道、県道はいろいろ市がかかわれない部分もありますが、市道について、これ4線、5線ぐらい書いてありますが、これまだあと相当あるんですよ。私、朝晩何回かうろうろするんですけど、相当混んでる箇所があるんですよ。だから、こういった道路状況もおいて、私は道路については余計な道路をつくる必要はないという考え方なんですが、しかし、こんだけこの渋滞等が発生すれば、道路をやはり早急に見直さんないかんと思ってるんですが、市長はスマートインターチェンジとか、あるいは、イオンタウンの誘致、あるいは、物産館等々、経済活動を非常に重視されておりますが、確かにこの経済活動の活性は必要ですよ。しかしながら、このような状況が続けば、後5年後大変なことになるんじゃないですか。どうですか。

〇建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

今、議員が言われるように、スマートインターチェンジ、その他進出がございます、設置がございます。それにつきましても、周辺道路の整備ということで計画的に森・船津線とか、スマートインターチェンジの取りつけ道路について計画してるところでございます。

以上です。

例の市道姶良駅北鉄道沿線の件でございますが、これは、今、議員が仰せのとおり開発申請人が開発区域内道路として設置し、市のほうに寄附をされて、市で管理してるものでございますが、市長が答弁しましたとおり、やはり安全面を考慮して、現在のところ規制をしているところでございますが、答弁にもありましたとおりあそこの踏切の拡幅工事、歩道設置等を計画しておりますので、その設置状況によって新たにまた J R さんと協議をしながら、規制について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〇29番(森川和美君) あそこの閉鎖を速やかに解いて、周辺の方が通行ができるように頑張っていただきたいと思うんです。あの周辺の方が、すぐ通れるのに何でというふうに言ってらっしゃるんですよ。だから、最初申し上げたように道路をああいう開発許可を出す場合は、もう少し全体の道路の流れを加味しながら、同時にJRとも協議しながら、できるだけ速やかに全体の道路が通行できるようにすべきだと思っておりますので、これはひとつ努力していただきたいと思います。

最後の道路行政に、ヤマエ久野、デリカフレンズのことですが、答弁では私がお尋ねしたのと若干 違ってるような感じ、いわゆるあの工場の騒音というようにとっていらっしゃるような気がするんで すが、私が言ってるのは道路状況の騒音なんです。このデリカフレンズ、ヤマエ久野の勤務体制は3交 代勤務体制と聞いておりますが、これ時間帯わかりますか。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えいたします。

デリカフレンズは弁当等の製造工場でございまして、24時間365日、年間無休で稼働をしているというところでございまして、ここで従事される方につきましてはパート従業員等もおられますので、 勤務のシフトというのは30種類ございます。

以上です。

〇29番(森川和美君) そこらもひとつ聞いていただいて、この苦情というのの気になる苦情というのは、大体夜中の2時から3時に交代する時間帯があるみたいですよ。そのときの車の騒音が気になるということなんです。ほいで、一般的に気にならない人もおるんですよ。ところが、気になる人は音を追っかけるということみたいです、音を探すというか。これ心理学、あるいは、お書物なんかにも出てるんですが。おいなんかは全然気にならんどんなあち思っても、非常に小さな音でも気になる人がおるんですよ。もう一晩中、寝がならんという方もいらっしゃいます。

ですから、私はこれを提案しますが、デリカフレンズにはヤマエ久野にも土地の売買の、1億円安くで売ったですね、開発公社から5億幾らで買って、4億幾らで1億円安くで売った経緯と、雇用助成と固定資産税減免等々を含めて約2億円近くの税金を出したような形になっていますが、提案しますけど、デリカフレンズ、ヤマエ久野の従業員の送迎バスを導入お願いできんでしょうかと。3台買っても3,000万円です。運転手の給料が200万円だっても、600万円ですよ、年間。ここらあたりをひとつお願いする考えはございませんか。

〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、そのシフトといいますのが30パターンございまして、それから、そのデリカフレンズの勤務シフトにおいては2時、3時、第2交代というのはないようです。ただ、ヤマエ久野という会社が併設しているんですけれども、そこの配送車両といいますか、これが0時から3時までの間に2トン車で30台、それから、4トン車で5台、35台ほど通過するというようなことでございまして、状況につきましては以上でございますが、先ほど送迎バスということでございますけれども、そのようなことで非常に多い勤務シフトがあるということと、それから、その従業員の居住地、これが非常に広範囲にわたっておりまして、そこをバスでというようなことになりますとなかなか現実的に難しいのではないかと、現時点においては考えております。

以上です。

- **〇29番(森川和美君)** 終わります。
- O議長(玉利道満君) これで、森川和美議員の一般質問を終わります。 次に、24番、堀広子議員の発言を許します。

〇24番(堀 広子君) 登 壇

皆さん、おはようございます。私は通告しておりました3項目について質問いたします。 まず最初に、住宅リフォームの助成制度の創設についてお伺いいたします。

先の議会での質問に対しまして、安心リフォーム推進協議会を設立するとのことでございましたが、 進捗状況をお伺いいたします。 次に、住宅の増改築やリフォームの際の経費の一部を補助する住宅リフォーム補助制度は、全国で昨年7月1日付ですけれども533自治体に広がっております。県内では現在12の市がリフォーム助成事業を実施して、大きな経済効果を上げております。姶良市でも実施する考えはあるかお伺いするものでございます。

次に、介護保険第1号被保険者の保険料軽減についてお伺いいたします。

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われ、そのたびに軽度の要介護者が排除され、保険料もそのたびに値上げされてまいりました。保険給付費がふえれば保険料にはね返るという仕組みになっており、介護保険料が高く、年金生活では負担が重く、大変だという声がたくさんあります。保険料を滞納すれば3割負担のペナルティがあり、保険料を払っても利用料が払えず、介護サービスを受けられない状況もあります。65歳以上の介護保険料は、住民税の課税状況に応じて6段階に設定されております。所得段階を細かく設定し、被保険者の実態に適応した保険料になるよう、負担の軽減を図れないかお伺いいたします。

次に、3番目の指定管理者制度の見直しについてお伺いいたします。

指定管理者制度は導入されて10年になりますが、民間のノウハウを活用するということで推進されてまいりましたが、営利企業が委託先として多数を占めることにはならず、一定の規制が働く公共的団体に委ねることに現在落ちついている状況だといわれております。また、財政削減効果は限界にきたのではないかともいわれます。そんな中、制度の見直しが何回か行われております。平成20年と22年に指定管理者制度の見直しの内容を示す通知が出されました。姶良市の制度の見直しは行われたのか、見直してどのような点が改善されたのかお伺いいたします。

また、見直しの通知後、施設利用者が負担を負う損害賠償等の事例はなかったのかどうかお伺いいたします。

以上、3点です。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

1問目の住宅リフォーム助成制度の創設についての1点目のご質問にお答えいたします。

始良市安心リフォーム推進協議会の設立につきましては、会長や委員の人選が終わりましたので、 年内に第1回目の協議会を開催する予定であります。その後、数回の協議会を開催しまして、登録工 務店等を募集し、安心リフォーム支援システムを創設して、市民の要望にお応えする予定であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、これまで他市町の状況を把握しながら検討を重ねてきま した。現在、市の活性化につながるような助成制度の創設について、事業の規模、内容、時期などを 調整しているところであります。

次に、2問目の介護保険第1号被保険者の保険料軽減についてのご質問にお答えいたします。

介護保険制度においては、国、県、市が負担する公費と、40歳以上の被保険者に負担していただく 介護保険料を財源として、介護を社会全体で支える仕組みとして運営されております。そのため、保 険料を滞納されますと介護サービスを利用された際の利用者負担の増額や、高額介護サービス費等の 給付制限などの措置を行うように定められております。また一方、低所得の被保険者への支援策とし て、高額介護サービス費等の給付や介護保険施設入所時においての居住費や食費について、利用者の 所得に応じて限度額を設けて支援する仕組みとなっております。

なお、本市の第1号被保険者の介護保険料負担段階においては、第5期介護保険事業計画中は6段階とし、その基準段階の第4段階について合計所得金額と課税年金収入額の合計額80万円を境として2つに分けて7区分の設定とし、低所得の被保険者に配慮した負担段階としております。

議員ご質問の、第1号被保険者の負担軽減を図るための被保険者の生活実態に応じた保険料負担となるような保険料段階のさらなる細分化につきましては、本年実施予定の高齢者等実態調査の集計結果を参考に、来年度予定しております次期介護保険事業計画を策定する中で検討してまいります。

次に、3問目の指定管理者制度の見直しについてのご質問にお答えいたします。

1点目及び2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市における指定管理者制度のあり方につきましては、本市の附属機関であります市行政改革推進委員会に諮問し、その答申に基づき、平成23年7月に指定管理者制度に関する指針を策定し、同年12月に市議会に報告するとともに、ホームページにも掲載し公表しているところであります。

議員仰せの通知とは、平成20年6月6日付で総務事務次官が各都道府県知事宛てに発出した、平成20年度地方財政の運営についてを指しているものと解しております。当該通知におきましては3つの事項について検証し、見直しを行うことが記載されており、市といたしましてはこれらの事項を十分考慮した上で先に申し上げた指針を平成23年7月に策定いたしました。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本市において施設利用者が負担を負う損害賠償等の事例については、体育施設等においてガラス破損や器具破損など、数件該当がありました。

以上で答弁を終わります。

〇24番(堀 広子君) 住宅リフォームの助成制度の件から再質問をさせていただきます。

リフォームの市場には地域外からの悪質な業者も参入しておりまして、消費者の不安の種になっているところもあるようでございます。協議会をつくるということで市民は相談窓口、それから、業者の情報も知ることができまして、安心して仕事を頼めるようになります。

また、家がきれいになったと、住みやすくなったと、こういうただ1件1件の改築とだけ捉えてしまいますと、助成制度は個人の財産に税金を投入するから不公平だと、こういった声もございますけれども、実際は地域全体に経済効果と雇用を広げられる行政の積極性が発揮できる絶好の機会ではないかと思うところでございます。お隣の霧島市では、2年間の限定で始まっておりまして、予算が1億円で経済効果が12倍以上になっております。このようにリフォームの助成事業は産業の振興策を図ることでまち全体に経済波及効果をもたらし、雇用が生まれ、地域を活性化させることにつながってまいります。

地域にお金が回って、関係業者の売り上げ、関係業者といいますとたくさんあるわけですが、建設 関連の産業のみだけではなくて、やはり小売業、そして、サービス業とか、飲食業などです。こういったところの売り上げがふえて、それが税収となって市に戻ってくると、こういう循環を繰り返すのではないかと思われます。市内業者への仕事に結びつけるこの制度っていうのは、新たな事業を掘り起こす取り組みとして市民や中小業者に現在も大変喜ばれているところでございます。

ご答弁では、事業の規模、内容、時期を調整しているということでございました。ぜひ姶良市でも 26年度の実施計画にのせるよう検討できないかお伺いいたします。

〇建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

26年度の実施ができないかというようなストレートな質問でございますが、これにつきましては答 弁の最後にも市長が述べておりますが、まだ市の活性化、空き家等のそういう施策もございます。い ろんなものを加味して、市として活性化につながるものはできないかということで現在検討している ところでございます。

それと、実施年度につきましては、霧島市さん、鹿児島市さんが補助金を利用した社会資本整備総合交付金を利用した形で、市の50%補助なんですが、そういう形で実施されております。それは政策的なメニューを盛り込む、霧島市さんが省エネのバリアフリー、そして、鹿児島市さんが子育てとか高齢者というようなメニューを盛り込んで補助の対象にしているケースもございます。

本市といたしましては、この社会資本事業は基幹事業がないと盛り込めないということで、住宅のほうでは平成27年度から、今もやっているわけですが、詳しく申し上げますとちょっと長くなると言わないでいただきたいんですが、これは県の計画の中に地域住宅計画5か年計画というのがございます。これが26年度までということで、各市町村から希望をとっております。ほいで、次が27年度から31年度までの事業となりますので、それにつきましては基幹事業として市のほうが公営住宅を事業しております。その関係で、その中に盛り込むということで、基幹事業の25%以内というようなふうなこともございます。それらを含んだ形で、26年度は実施は無理ですので、26年度検討さしていただきたいと思います。

以上です。

- **〇24番(堀 広子君)** ストレートに聞きましたらストレートに答えていただきました。いわゆる26 年度は無理だということですが、財政的にはどのような内容を検討されていらっしゃいますか。これ からですか。
- **〇建設部長(蔵町芳郎君)** 議員もご承知のとおり、先ほど県下の13市ある内容の補助額等については ご承知だと思いますので、大体3,000万円から5,000万円ほどの予算を要するんじゃないかというふう に考えております。
- O24番(堀 広子君) ということは、これまで実施されたところを参考にしながら、より充実した リフォーム制度をつくるということでよろしいんでしょうか。補助金を含め幅広く検討していくとい うことで、空き家等の調査もしながらやっていくということでございますけれども、3,000万円から 5,000万円ということでございますので、その財源的には今申し上げられましたように社会資本総合 整備事業、霧島市や鹿屋市が実施しておりますこの45%補助率でやりますと、うんと財政的には助か るんじゃないかと思いますが、そういう意味ではできるだけ早くしたほうが経済効果の波及効果もい きまして、税収も上がっていくということがありますので、ぜひ早めに取り組んでいただきたいんで すけれども、26年度、年度の初めではなく、霧島市さんがやっておられましたように途中でもできた 時点で実施していくという考えはお持ちでないですか。
- ○建設部長(蔵町芳郎君) 繰り返しになりますが、利用規模、内容、時期などを調整しながら検討さ

していただきたいと思います。

O24番(堀 広子君) できるだけ早めに実施ができるようによろしくお願いいたしますことを申し上げて、次に移ります。

次の介護保険の問題でございますが、また霧島市の例でございますけれども、霧島市は6段階で8区分に細分化されて、いわゆるなぜ8区分に細分化されたのかをお尋ねいたしましたところ、やはりその段階の差異が大きいということで、この差異をなくするために細分化いたしましたということでございましたので、姶良市もぜひそのようにやってほしいということから質問をさせていただきました。この霧島市の基準額に対する割合と所得段階別区分で姶良市の保険料を積算いたしましたら、どのようになるのかお伺いいたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

今、市長答弁にもありましたように、本市の第5期の事業計画期間中の介護保険料の区分段階でございますが、これが6段階の7区分としております。これを今ご質問のとおり霧島市と同じく6段階の8区分、これは本市との違いは第3段階、世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の方である第3段階の方、ここをさらに合計所得金額と課税年金収入額の合計額の120万円、ここで分けて特例の第3段階というのを設けて、それを賦課割合としては基準額に0.63を乗じる方式の6段階の8区分としておられます。

この特例第3段階の方を、霧島市の第3段階と特例第3段階の方がほぼ割合としては半数でしたので、これで仮定して試算してみますと、現在の本市の基準額が月額4,340円のところが60円アップ、年額では5万2,100円でございますが、700円アップの5万2,800円となります。もうちょっと具体的に段階別な金額で申し上げますと、新たに設定した特例の第3段階の方が大体2,000人ちょっとと推計しておりまして、その保険料の方は年額3万3,300円となって、現在の3万9,100円より5,800円減額になると試算しております。また、残りの方は第1と第2の段階で400円の増額の2万6,400円、特例の対象にならない本来の第3段階の方で500円の増額の3万9,600円、特例の第4段階で700円増額の4万6,500円、基準額の第4段階の方も同じく700円増額の5万2,800円、第5段階の方で900円増額の6万6,000円、第6段階の方で1,100円増額の7万9,200円となり、新たに設定をした特例第3階の区分に該当する方は5,800円の減額となりますが、ほかの段階の方々が年額で400円から1,100円の増額となるようでございます。

以上でございます。

〇24番(堀 広子君) 細分化することで基準額が上がるということで、低くなる人、そしてまた、 高くなる人が出てくるということがわかりました。

そうなりますと、もっと細かく分けていくことで、市民の負担の能力に合った保険料の設定をする ことで負担が軽くなっていくということが言えると思いますが、その点はどのようになりますか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) 市長の答弁のほうにもありましたように、介護保険というのは公費と保険料で賄うという形でなっております。その保険料の方の部分をもうちょっと段階を分けるということですが、現在の第5期の第1号の被保険者の負担相当額、この総額という

のは、24年度から26年度までの事業期間中の介護サービスにかかわる3年間の費用の総額を大体約171億円と見込んで、その21%、35億9,100万円を65歳以上の第1号被保険者の負担総額としておりますので、この総額を3年間の65歳以上の方の人数で割り崩していくということになりますので、所得の低い人の分を新たに設定すると、どうしても基準額が上がっていくと、そういう今仕組みになっております。

ただ、今、国のほうでもいろいろと見直しに入っておりますので、そのあたりで今我々のほうでつかんでいる情報では、今6段階っていうのをもうちょっと段階をふやそうというようなほうも検討されておられるみたいですので、そのあたり、来年度26年度策定します第6期の事業計画の中で図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇24番(堀 広子君)** 国のほうでそういう動きがあるということですね。6段階をもっとふやす、 全体的な見直しは国のほうではないんでしょうか。そこら辺、わかっていたら教えてください。
- 〇福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

ちょっと今私のほうで手に入れた資料では、平成25年11月21日の厚生労働省の老健局が全国介護保険担当部局長会議資料というところの中の資料の中で、費用負担の公平化ということで、現在の標準の6段階のここを標準9段階へ見直しの検討をされているというペーパーをホームページから入手しました。これによりますと、現在第1段階の方が0.5の負担割合で、一番大きな第6段階が1.5というふうになっておりますが、この9段階では第1段階の方が0.3、それから、第9段階の方が1.7というような形で検討をされているということで、このあたりにつきましてもまた国の要綱、規則等で改正あって、その後、私どものところに正式におりてくるものと考えております。以上でございます。

- **〇24番(堀 広子君)** 現6段階を9段階に設定する予定が、国のほうではあるということですね。 ということは、それは段階を細分化するということは低所得者対策として行われるんでしょうか。ど ういう目的でそのような細分化が行われることになるんですか。
- ○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) 今、国のほうで検討をされてる理由といいますか内容としましては、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3、特例第4段階の設置や、本人課税所得額の多段階化をしている現状を踏まえて、標準の段階設定を現行の6段階から9段階に見直すということで、現在私どもも第4段階を特例を設けて行っておりますけど、そのあたり低所得者の方に配慮したという考え方も含めて9段階へ見直すということを検討されているというふうに考えております。
- **〇24番(堀 広子君)** 確かに財源がないと細分化は難しいということになろうかと思いますが、この財源論についてちょっと触れてみたいと思いますが、24年度の決算で基金が2億3,738万円、約です、それから、実質収支を見ましたら1億1,115万円ぐらいございます。約3億4,853万円あるわけなんですが、この基金を取り崩し、また、一般会計からの繰入れで、3段階のまずは細分化で負担の軽

減をすることができないのか、この検討をするお考えはありませんでしょうか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

まず、一般会計からの繰入れっていうことに関しましては、介護保険の中ではそれは行ってはならないというような形になっているというふうに考えております。それと、基金からの繰入れでございますが、第5期――今の現在の事業計画ですが、第5期の中で準備基金を1億6,800万円あまり取り崩した形で保険料の設定をされております。ですから、今2億円ちょっとございますが、これにつきましても第6期事業計画をする中で保険料の高騰を招かないような形で取り崩すということも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○24番(堀 広子君) 今、ご答弁で一般会計からの繰入れを行ってはならないというふうになってるということでございましたが、実は2002年の国会での質問の内容なんですが、これは介護保険運用にあたりまして確かに3原則を遵守するよう指導しているというその1つのことだと思いますが、そのまず1つが収入要件での減免を行ってはならないと、それから、全額免除はいけないと、一般財源の繰入れはしない、これが3原則として遵守するよう、これは指導しているんです。一方、国会でのやり取りの件ですけれども、2002年の国会での質問で、「この3原則は、地方自治法上従うべき義務という法律上の義務というものではない」と、こう答弁してるんです。ですから、全国では一般会計からの繰入れで保険料の値上げを抑えているところがたくさんあります。これには厚労省からの、そしてまた、罰則もございませんので、国民健康保険税のようにできないことはないということになるわけで、ほかのところもやってます。確かにこれは遵守するよう指導しているということであって、法律上はできるということでございます。ということを私も今回初めて調べてわかりました。

ということで、この件についてはどのようにお考えになりますか。

〇福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えします。

私のほうも今ご質問にありました3原則、これは守らなければならないものだと思っておりました。 今ご指摘ございましたので、もうちょっと勉強してみたいと思います。 以上です。

〇24番(堀 広子君) ということで、できるということになっておりますんで、ぜひ早いうちに3段 階の細分化を検討していただきたいと思います。

始良市の介護保険料は県内では高いほうではないんです。前回の5期の計画のときに確かに県の財政安定化ですか、そちらのほうからの資金と、それから、基金からの取り崩しで、うんと安いほうではあります。しかし、しかしですよ、年金生活者にとってはこの介護保険料というのは年金生活者の限度を超えた介護保険料なんです。あらゆるところに私たちもこうして回るわけなんですけれども、みんな介護保険料が大変だとおっしゃるんです。滞納されている方々もいらっしゃいます。だけど、年金から引かれるものですから表面に出てこないんです、その大変さっていうのは。だけど、本当の実態は年金の中から生活を本当に苦慮しておられます。その実態はまた今回いろいろと調査をされますので、わかるんじゃないかと思うところでございます。

市町村が一般財源を繰入れてでも保険料を抑えるということは、介護保険制度の目的であります介護の社会化といわれてきたわけですが、これを維持する上でも必要なことだと思います。だからこそ、国でも今回そういう今おっしゃられたようなことが見直しが行われるのではないかと思うところでございます。

滞納すれば給付が受けられなくなるのですから、なおさらのことだと思うんです。基金を取り崩し、また、一般会計からの繰入れで基準額に対する割合や、この割合も自治体で判断することができることになっているようでございますので、ですから、3段階の区分を細分化するなど、負担能力に合ったきめ細かい保険料の設定を検討されることを求めて、次に移ります。

次は、指定管理者の問題でございますが、これは2008年の通知では経費の節減を図るという言葉が削除されているんです。これは極めて大きな転換だと思います。続いて、2010年の通知では、指定管理者が労働法令を遵守することが留意点に上げられております。これは指定管理者制度の主要な目的でありました経費節減が、公共サービスそのものの低下を招くことを明らかにしたからなんです。経費の主要部分である人件費の削減、指定管理者で経費を削減するとなりますと、やはりこれは人件費を削らざるを得ないということになるんじゃないかと思います。そういう意味で人件費の削減に直接影響をもたらし、それらが低賃金雇用形態にあわらわれたのだと思います。指定管理者にかかわる官製ワーキングプアがこれは問題になっております。また、国会でもたびたび論議されているところでございます。

始良市の指定管理者に関する指針をいただきました。これを見てみますと、まず、ずっと読ましていただきましたが、1ページのところを読みますと、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることをその目的としますと。これは2003年度に導入されたそのとおりなんですよ。しかし、見直しがあったんですよ。その見直しでこれがそのまま載ってるんですよ。これはどのように見直しをされたのかをお伺いいたします。

〇行政管理監(有村正美君) お答えいたします。

確かに経費の削減には人件費の削減というふうな当然結びついてまいります。今ご指摘に官製ワーキングプアということもございまして、それにつきましては指定管理施設の市民サービスへの低下を招かない、そういう形での経費の削減というふうに考えているとこでございます。 以上です。

〇24番(堀 広子君) 市民サービスの低下を招かないために、住民サービスは一方では向上させて、 市民サービスを向上させながら経費の削減をするというのは、これはなかなか矛盾してるなと最初から思ってきたところですが、市民サービスを向上させるために経費の削減もやっぱり入れるということですね。しかし、見直しがあったんですよ。だから、これは削除するべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか、再度お尋ねします。

○行政管理監(有村正美君) お答えいたします。

確かに平成20年の通知におきましては、公共サービスの水準の確保ということでございますが、公 共サービスの水準は確保するのは当然のことでございますが、それについてはこの中では明確に経費 の削減ということは明記はされていないようでございますが、やっぱり経営努力もしていただくとい うようなこともございまして、いわゆるワーキングプアが発生しないような形の経営努力といいますか、そういう経費の削減も図りながら公共サービスの水準も確保していくというふうに考えているとこでございます。

以上です。

○24番(堀 広子君) これは何回か論議しないとわからないことでは、お互いに理解できないなと思うところですが、一番の目的なんですよ、ここが。住民サービスの向上と経費削減っていうのは、指定管理者の一番の目的なんですよ。だから、これを削除したっていうのは、この間の指定管理者を行ってきた10年間の間──10年より早いですよ、この見直しが行われたのは、その見直しの時点で大きな問題が出てきたから、人件費を削減することによって経費節減をするがために大きな問題が出た、いわゆるおっしゃる官製ワーキングの問題です。格差が出てきた。そういう意味から経費の削減は削除されてるんですよ。ですから、これは目的のここから省くべきですよ。だから、このことはまた一応申し述べておきまして、もっとお互いにというか、共有していっていただきたいと、研究していただきたい、削除していただきたいことを含めて、次に移ります。

次に、損害賠償等の件でございますが、体育施設等において数件あったと。どこの体育施設であったのかをお尋ねします。

〇行政管理監(有村正美君) お答えいたします。

数件、利用者の方の損害賠償をしていただくということでございますが、6施設ございまして、全部で13件でございます。

以上です。

失礼しました。場所についてでございますが、蒲生物産館くすくす館で1件でございます。それから、竜門陶芸・健康の里、いわゆる陶夢ランドが5件でございます。それから、川東地区いきいき交流センターが2件、迫地区いきいき交流センターが1件、それから、総合運動公園で2件、蒲生体育館で2件の合計13件でございます。

以上です。

〇24番(堀 広子君) 一番多いのが陶夢ランドと、5件。だから、管理がどうなってるのかなと今 ふと思ったところなんですが。

最近のことなんですけれども、ことしの6月、陶夢ランドの多目的ホールで小学生6名がいつものようにボール遊びをしておりました際に、壁かけ時計にボールがあたりまして時計が壊れたという事例がございました。幸いにもけが人はございませんでしたけれども、約4か月後の10月19日に管理者側から保護者に対しましてこの時計の修理費の見積もりが示されたそうです。金額にいたしますと10万円から11万9,000円だと、聞いてびつくりされたのは保護者の方々でございました。保護者の方がこの高額な費用にもう口が出なかったということを話されております。そして、10月25日、保護者の代表の方が市役所に説明を聞きに行かれましたところ、条例に基づいた過失の割合を示されたそうです。市の説明に納得できない保護者の皆さんは、指定管理者であります陶夢ランドと役場の担当課と3者によるいわゆる話し合いを求められました。そして、11月30日、つい二、三日前です、指定管理者は参加せずに担当課からの説明がなされたようです。内容は、条例に基づき原因者の負担で指定

管理者1人と――1件に1人と数えて、それから、保護者の6人――これは小学生の保護者です―― の6人といわゆるこの修理費を7分割して払うよう求められました。

そこで伺いますが、今回の事例はこの指定管理者制度にかかわる指針のリスク負担というところがございます、30ページにございました、ちょっと見て調べました。この29から32にありますリスク負担の標準例というのがあります。この区分のどの部分に該当するんでしょうか。

〇行政管理監(有村正美君) お答えいたします。

この指針の30ページの区分のところ、下から3行目のところに、利用者及び第三者への賠償ということがありますが、指定管理者の責めに帰すべき事由による損害を与えた場合はここの場合になろうかと思います。

それから、話し合いの件につきましては、その下のほうの2行目のほうに、地域住民及び施設利用 者等の苦情対応ということもありまして、そういう要望とか苦情等の場合も指定管理者のほうで対応 するというふうにリスク負担をしているとこでございます。 以上です。

〇24番(堀 広子君) この利用者及び第三者への賠償、ここっていうことは負担者は指定管理者っていうことになりますか――ですね。はい、よろしいです。書いてありますからいいです。

そこで、請求が保護者の方々にも来たわけなんですが、説明を聞いたお母さん方が、いわゆる第15条という言葉を使われたそうです。損害賠償でこの15条を見てみましたら、これ条例だと思うんですよ。何人も故意または過失により陶芸の里の施設もしくは敷地を損傷し、または、滅したときは、教育委員会の認定に基づきこれを現状に復し、または、それによって生じた損害賠償をしなければならない。こういうように書いてあります。だから、保護者にも負担を求められたということは、多分この15条に基づいたんじゃないかなと。この15条の話もされたそうです。だから、こういうことで説明があったようでございます。

しかし、これは利用者の過失ではないと思うんですよ。これは利用者の過失であった場合、この15条が適用されるということになると思うんですよ。しかし、この多目的ホールっていうのはいろんな方々がいろいろな方向にいろんなボールを飛んでぶつけると、それが多目的ホールですよね。そしてまた、しかも当時時計の周りには防護ネットは張られておりませんでした。これが問題だと思うんですよ。今回の事例は初めからこの防護ネットが張られておれば起きなかった、いわゆるこういうことはなかった問題であって、ネット張っていなかったがために起こった問題だと思うんですよ。つまり、当然しておくべき対策をしていなかった管理者側の責任であって、利用者、そして、市民の過失ではないと思います。にもかかわらず、市は保護者に対しまして利用者の過失を前提とした賠償を請求しております。これは大変な問題だと思いますが、どのようにお考えですか。

○教育部長(小野 実君) まず、この陶夢ランド、平成、約11年前の14年7月ですか、供用開始をしております。その時点でそれ以後の十何年かの間にこの多目的広場の損害賠償行為、今回のような事故も全く起きていません。それと同時に、この時計の位置が床から5m以上高いところにあります。そして、今回あの近隣の小学校の高学年の子どもたちがいつも遊びに来ておりますので、その都度遊ぶ道具はありませんので、ミニバレーボール、あのちょっとゆるい、固いやつじゃない、あれを利用

さして結局その遊びを約1時間半程度使わせました。それはいつものことですので、管理者としてもそのままいいよという形でしました。その時点で指定管理者の側のほうが物を壊さないようにとかいう指導をしなかった部分がありましたので、先ほど議員が仰せのとおり管理者側にも一理あるということで、6分の1じゃなく7分の1という了解を指定管理者側と協議をした上でその旨を報告し、保護者のほうにも話し合いの場に行政側のほうも参加した形でしておりますけれども。通常5m以上の高いところにある時計を壊すようなボールを貸してなかったという事実もございまして、子どもたちにどういう状況でそういう状況かとは伝えて、これについてはまた子どもたちのほうもまた壊しましたと、そこしか言えません。その原因の内容も言いませんので、深く追及もしておりませんので、あくまでもそういう状況の上、さらに先ほど行政監のほうから話がありましたように、全ての施設については過失によって損害を応じた場合はその壊した方に全て現状復旧をしていただいております。

先ほど陶夢ランドについても5件ほどありますけど、この中に1つは室内競技場、ここで壁を壊したりしたところに対しても全て負担していただいたし、隣にある弓道場、ここで練習中に矢が天井を 突き抜けて、結局照明器具を壊したと。これはもう全て原状復帰していただいておりますので、そういう状況。

我々としましては条例第15条を規定に基づいて、現状をしていただくという形で説明しましたが、 たまたま今回だけ時計が通常の壁かけ時計じゃなくて埋め込み式の時計のために、相当高い器具であったということになります。と同時に、我々行政側もこれにかわる中古品もしくは代替品はないか調べましたところ、それも全くちょっとないということでしたので、原状復旧をしていただくということで説明したという経緯がありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○24番(堀 広子君) 私がゆっくり質問させていただいたつもりだったんですが、いわゆる利用者 の過失の問題です。今、部長がおっしゃるのは、いわゆる過失の、先ほど条例の15条に基づいて過失 としてされている。この条例の前に、これは条例を適用する前の問題だと思うんですよ。そもそも論で、これはボタンをかけ違えていらっしゃるんじゃないですか。トラブルを引き起こす原因をつくっているのは、いわゆる高額なその時計を防護ネットしなかったことに問題があるんじゃないんですか。しかも、これまでそういうこともなかったのでということも言われましたけれども、これはやっぱりトラブルを引き起こす原因をつくってるのは私は設置者だと思うんですよ。防護ネットをしてたらこのようなことはなかったわけですよ。しかも、多目的ホールですよ。しかも、それが子どもたちですよ。それを15条適用するというのは、これはおかしい。全くかけ違えていらっしゃると思いますけど。

しかも、先ほど、このリスクの標準でみましたら、何も書いてないんですよ。指定管理者側の負担 ということで明らかに言われました。教育委員会のほうは15条を適用する。こちらはこの指定管理者 に関する指針に基づいて言われました。

私は今おっしゃられた件は、もともとなぜこれが起きたのかということを重要視していない。これまでも取ってきたから取るんだということでした。そうじゃないと思うんです。これまでのやってきたとは違うと思うんですよ。そこを十分審議されたほうがいいと思いますよ。違いますか。市長、どのようにお考えですか。

〇教育長(小倉寛恒君) 条例の15条に関しましては、これは民法の709条の援用だと思いますし、また、指針のほうはいわゆる国家賠償補償の援用によってつくられているものでありまして、だから、

民法709条では故意または過失によって他人の権利または法律上保護すべき利益を侵害した場合には 賠償の責めに任ずると。712条にその未成年者については弁識能力はありませんのでそれは免責され ますけど、714条にその未成年者の行為に対してはその保護監督すべきいわゆる親権者が責めに任ず というのがあります。それはただいま議員ご指摘の15条の問題だと思いますし、リスク負担の問題は、 設置管理瑕疵上の問題、あるいは、指定管理者のほうからの何らかの行為によってそういった利用者 が損害を受けたということに関するものであるというふうに考えております。

したがって、本来、人の物を壊した場合には弁償するというのはあたり前なんです、これは。だから、これは対象物が公有財産であるかどうかっていうのは全く関係ないわけでありまして、当然これは賠償すべき問題だというふうに考えます。

- ○24番(堀 広子君) 民法の問題、そして、指定管理者の指針の問題、言われました。それはわかっております。この民法の問題──今初めてお聞きしましたが、に基づいて15条を適用したということでございますけれども、小学生であるがゆえに保護者が復旧しなければならないというのは、これ民法上の問題ですよね。しかし、それ以前の問題なんですよ。防護ネットを設置してなかった設置者側、防護ネットしとりゃこの事件は起きなかったということですよ。それを負担を強いるというのは、これは本当ボタンをはき違えての問題だと思います。だから、これは幾ら言っても一緒になると思います。市長はどのようにお考えになられますか、この件について。
- **〇市長(笹山義弘君)** 指定管理をかけている施設でありますが、それらの運用云々ということについて、教育委員会から報告を受けて判断をしたいというふうに思います。
- ○教育長(小倉寛恒君) 多目的ホールというのは、あそこで本来球技をする場所ではないんです。ただ、近所の子どもたちで、日常遊びに来る子どもたちでございましたので、施設側としては日ごろなじみの子どもたちであったために、いわゆるやわらかいボールでありますので、球技をさせたということ。その貸してそこを説明しなかったという点において応分の負担はするということで、7分の1の負担をするということで申し出ているとこでございます。
- **〇24番(堀 広子君)** やわらかいボールであろうが、多目的ホールっていうのは、じゃあ最初から この多目的ホールとしてあの施設は運営されていらっしゃったんですか。
- ○教育長(小倉寛恒君) 場所をごらんになれば球技をする場所ではないというのは一目瞭然でございます。あそこはそういったフロアを使ったいわゆるダンスとか、そういったものを使う場所でありまして、球技っていうのは本来の陶夢ランドの屋内の施設、そっちを使うということで、フットサルなどはそっちを使っていただいておるわけですけれども。

そういうことであって、なぜ防球ネットがなかったかという意味では、本来球技をするところじゃ ないということでございます。

〇24番(堀 広子君) それを許可した管理者側の責任があるんじゃないんですか、そうなりますと。 だからこそ、そういうように負担の割合を定められましたけれども、先ほど言われます15条に基づい

て負担を強いられておられるわけですけれども、一番の原因は先ほどから私何回も言ってますけども、 防護ネットがなかった、ここに尽きると思いますよ。それをしかも子どもたちに負担に強いる。

じゃあ、いいです。続けて質問いたします。時間がありませんので。

この設置の管理の件ですけれども、子どもたちが自分の小遣いで使用料を払って使っていたわけですよ。そして、親はいなくても利用できていたわけですが、こういった決まりっていうのは、決まりがあればこういったこともなかったかもしれません。こういった決まりはできているんですか。

それともう1つ、今、指定管理者に委託しておりますが、その委託先からまたシルバーに、6時からですか、シルバーが管理しております。こういう取り決めがされていること自体が安全上どうなのかっていう問題があるわけなんですが、そこも含めて。

また、さらに問題がございます。子どもたちがこの事件があってからは一切そこには行かなくなりました。こんなことがあっていいものなのかなと、私、胸が痛くなる思いがいたしました。聞いたときに、本当に胸が痛いでした。行きづらくなったんです。大切な遊び場を失った子どもたちは、今住宅の前の狭いところで遊んでいます。ボール遊びをしているということでした。市民サービスの提供の場であるこの施設が、子どもたちの心の傷にならないかなという思いがしてなりません。まだ協議中ですけれども、また、決定はしてないところですけれども、今後市民の過失があるかどうか、このことの判断っていうのは慎重にやっていただきたいということも申し添えて、質問をいたします。

〇教育部長(小野 実君) まず最初に、使用制限の関係でございますけれども、この多目的広場を使 うときに子どもたちに対してとか大人とかそういう制限は全くしておりませんので、あくまでも市民 の方々が利用できるような形をしている。中での使用料の設定だけで、使用制限ということはしてお りません。

それから、2番目に夜間をシルバーセンターのほうにお願いという形になっておりますけれども、これは指定管理者側との協議の中で夜の管理について、結局もう鍵の開け閉めと貸し出し、あと夜の関係だけですので、そういう形で警備上と含めてやっております。

それと、先ほど議員も申されましたように11月30日に保護者との話し合いの中で、子どもたちが今はもうちょっと使ってない、どうしても早く使わせてほしいというようなことを言われました。こうなりますと、先ほど言いましたように今の段階でも防護ネットをしておりませんなどと、多目的広場で結局ボール遊び全くさせられないと同時に、隣の室内競技場、ここも本来はソフトテニス、それから、ゲートボール、規則上そういう定めがしてあります。今は現在フットサルの練習、これはことしの6月にこの関係でいうと3団体とあまりにも周りを壊してもらうもんですから、もう使用許可を出さないということで話をしたところ、大きないろんな問題になりまして、今後は内規でその団体との協議の上、シュートの練習はしないとかいろんな規定を決めまして、今許可を出してます。なかなか旧町時代からずっと使用さしておりましたと同時に、他の場所でする場所がないもんですから、そういうことで大きな問題になりまして行政とそれから指定管理者側と協議して、結果そういう段取りをしとっております。

〇議長(玉利道満君) これで、堀広子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10 分程度といたします。

(午前10時59分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分開議)

○議長(玉利道満君) 一般質問を続けます。

次に、20番、谷口義文議員の発言を許します。

〇20番(谷口義文君) 登 壇

最後の質問者になりました。最後まで傍聴いただき感謝申し上げます。

早速質問に入ります。

1問目、市長の実績について。合併して3年9か月が経過した。平成25年も、もう終わろうとしている。月日の経つのは早いものである。合併して良かったのかどうか、合併した他市町においてもさまざまな意見が出ている。当然のことであろう。しかし、もう後戻りはできないのが現実である。前へ進むしかない。市民の受けとめ方はいろいろあると思うが、旧3町においては格差のない平等なまちづくりがなされたと評価している。

市長の4年間の実績として、子どもを生み育てやすい環境づくり、新市の速やかな一体感の醸成、誰にも優しいまちづくり、活力ある地域社会の創造、学校教育の環境整備、共生協働によるまちづくり、災害に強い安全安心なまちづくり、地球に優しい環境づくり、行財政改革の推進と多くの実績があり、公約達成率87%とあるが、自己評価も含めて実績を具体的に示していただきたい。また、やり残した点、反省すべき点はなかったのか。今後の取り組みと2期目の抱負もあわせて示していただきたい。

2問目、鹿児島県総合体育館誘致について。この件についてはマスコミが報道した後、何ら動きが 見られない。他市においては市民と一体となった積極的な動きが見られる。遅れをとっているのでは ないか。多くの市民の関心事でもあり、注目している。議会、商工会、他団体等との協議はなされて いるのか、今後の取り組みを示していただきたい。

3問目、宿泊施設の企業進出について。白銀原のホテル建設は決定しているが、その後、ホテル等の打診はあったのか。2番目、消防署横のニシムタ跡地は、解体されて更地になっているが、何ができるのか。3番目、コカコーラ裏では、大型工事が現在進行中であるが、何ができるのか。4番目、雇用が新たに生まれるのは非常に良いことではあるが、本市の発展につながる企業であってほしいと望む。今後も企業誘致に積極的に取り組む方策を示していただきたい。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

谷口議員のご質問にお答えいたします。

1問目の、市長の実績についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、光陰矢のごとしとはよく言ったもので、合併後の3年9か月は瞬く間に過ぎております。この間、姶良市としての基礎をつくるべく、市民の皆様や市職員の先頭に立って鋭意努力してまいりました。地域格差のない平等なまちづくりが進んでいることへの評価をいただき感謝申し上げます。「どんなに努力しても、すぐに結果が出るとは限らない。結果にこだわりすぎると安全な道を選び、進歩は止まってしまう。」という名言があります。議員お示しのとおり、おおむね公約

は達成しておりますが、新たな自治体が生まれたわけでありますので、いきなり全速力とはいきません。腰を据えるべきことはじっくりと取り組まなければなりません。

私はこの4年間に施策を実現していく中で心配りしましたことは、新市まちづくり計画とそれを尊重し生かす形で策定されました第1次姶良市総合計画であります。これらの施策を具現化することが第一の取り組みであったと考えております。

この4年間の実績としましては、子どもを生み育てやすい環境の充実に関しては、子ども医療費無料化の年齢を小学6年生に引き上げ、不妊治療費の助成制度の新設、年次的に保育園の建て替え等を実施いたしました。新型インフルエンザのワクチン接種を推進し、インフルエンザの拡大を防止するため、経費の一部を助成する制度をつくりました。また、社会全体で協働した子育てに取り組むため、始良市子育て基本条例を制定し、中山間地域の活性化と均衡ある発展、そして豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを支援するため移住定住促進条例を制定しました。

新市の速やかな一体感の醸成に関しては、3庁舎間を結ぶ循環バスの運行、地域コミュニティ活動への支援を実施いたしました。そして、先般、地域コミュニティ組織検討委員会において、小学校ごとに校区コミュニティ協議会を設置する方向性が示されました。これにより各地域が自己統治の意識を持ち、地域の課題はできるだけ地域で解決するといった意識を醸成するとともに、地域活動の支援のあり方を統一し、各自治会等での個性は尊重し、従来の自治会は残しながら大枠のところで統一感をもたせることができればと、現在校区への人的支援策を含め支援体制のあり方などの準備作業を進めております。

誰にも優しいまちづくりの推進に関しては、姶良病院内に障害者地域活動支援センターを設置、ひとり暮らしの高齢者への支援策としまして緊急通報コールセンター受信体制の導入、都市公園のトイレ水洗化及びバリアフリー化等を順次計画的に実施してまいりました。

スマートインターチェンジにつきましては、今年度国土交通省より連結許可をいただき実現へ向けて大きく前進いたしました。 喫緊の重要な課題に宿泊場所、ホテル等の誘致の問題があります。 今年度、誘致促進条例を制定し、補助金等を交付することによりその解決を図ることといたしました。

地域の特色を生かした活力ある地域社会の創出に関しましては、あいらん家うまいもんフェスタ及 びプロジェクトの開催、あいらびゅー号の運行、8社の企業誘致及びそれに伴う雇用の創出等を実現 いたしました。

観光基本計画の策定を進める中で、フットパス等の観光商品を開発し、市民のボランティアによる 観光案内に参加いただき、観光を通じて目的を同じくする者同士の交流により仲間づくりによる一体 感の醸成ができればと考えております。

また、商工会合併記念として、プレミアム商品券の発行補助を実施いたしました。

農政に関しては、建昌城跡の文化財指定区域外に県単独の地域振興推進事業を活用しまして、市の 直営としては初めてとなる市民農園80区画を整備いたしました。

また、新規就農者や認定農業者へは市独自の支援事業を実施いたしました。

なお、宮崎県での口蹄疫の発生に際しましては、口蹄疫防疫対策本部を設置し万全の防疫対策を実施いたしました。

姶良市の未来を担う子どもたちの学校教育の環境整備の推進に関しましては、校舎の耐震化、校区活動への支援等を実施し、また学習環境の改善を図るため、松原なぎさ小学校の建設に着手いたしました。

共生協働によるまちづくり、男女共同参画社会の実現に関しては、男女協働基本計画の策定、DV 被害者相談窓口の強化として専門員の増員、まちづくりリーダー養成塾、まちづくりフォーラムの開催などを通して活性化を図っております。

災害に強い安全安心なまちづくりの推進に関しては、地域防災計画の策定、高規格救急車の導入、 防災無線のデジタル化等、防災マップの全戸配付等を実施いたしました。今年度は市全体に防災行政 無線が整備されたことを契機に、合併後初めてとなる大規模な総合防災訓練を実施し、災害に対する 備えを強化いたしました。

消防庁舎の建て替えについては、本年度より実施設計、地質調査、仮庁舎への通信指令システム等の移行を実施いたしました。

地球にやさしい環境づくりに関しては、ごみ収集方法の統一化、環境基本計画の策定、木質バイオマスの活用、本庁舎空調の個別稼働化、グリーンカーテンへの取り組み、加治木中学校への太陽光パネルの設置等を実施いたしました。

行財政改革の推進に関しては、行政改革大綱及び実施計画の策定、市長、副市長、教育長の給料のカット、定員適正化計画に基づき職員数を削減、総合計画策定に伴うまちづくり50人委員会を設置、指定管理者制度の推進、ガラス張りの市政を目指し市長、副市長、教育長の日程及び交際費等の公開等を実施いたしました。

財政の健全化につきましては、これまで地方財政は長引く景気低迷により厳しい状況が続いておりましたが、本市においては財政規律を踏まえた財政運営に努めてまいりました。平成24年度決算では、 実質公債比率や将来負担比率等の財政指標が一定程度改善されるとともに、財政調整基金をはじめとする積み立て基金が増加し、地方債現在高が減少いたしました。

努力して結果が出ると自信になります。しかし、結果が出ないものでもこの4年間の経験が私の価値ある財産となっております。このことを糧に皆様に信任いただけるならば、2期目に向けてその歩みを着実に進めていきたいと考えます。

具体的には、子育てしやすい姶良市をつくるために医療費の無料化の中学生までの引き上げや、姶良地区医師会のご理解のもと夜間診療体制の確立については早急に取り組まなければなりません。雇用機会の創出については、引き続き積極的な企業誘致に努めたいと考えております。そのための道路等の整備も喫緊の課題となります。また、姶良斎場の建て替えについては、平成27年度から実施設計に入る予定です。

まちづくりとは、常に現在進行形のものであります。市民や議会の皆様と情報を共有して協議を重ね、今後も市の基本理念である県央のよさを生かした県内一くらしやすいまちづくりに基づき、市民の皆様と一体となった多様性豊かな魅力あるまちづくりを進めてまいります。

合併後の行政運営は、誰が担っても難しいものであることは明らかであり、私は市長として私心を捨て公正公平に取り組んでまいりました。この合併が目指したものは何であったのか、それは旧3町の枠組みを取り払った姶良市全体の発展であります。長く住んでいるからこそ実感できるまちのよさ、そして移り住んで来たからこそ共感できるまちのよさ、さらにはいつまでも住み続けたいまちのよさ、これらのまちのよさは一朝一夕に醸成できるものではありません。確固たる信念のもと、ぶれることなくかつ大局的に未来を見据えた方針のもと、それを大胆に推進することこそが姶良市のトップに立つ者に課せられた使命であると痛切に感じております。

次に、2問目の鹿児島県総合体育館誘致についてのご質問にお答えいたします。

市議会、商工会、他団体等との協議につきましては、今後の活動内容について協働して取り組む体制づくりを進めていく予定であります。そのような中、これらの団他等に所属される方々から「ぜひ誘致を成功させてほしい」とのお声をいただいているところであります。また、一般の市民の皆様からも「応援するので頑張ってほしい」とのお話もいただいているところであります。こうした要望も背景にしながら、吉村議員のご質問にもお答えしましたように、11月8日付で私と関係6団体の長の皆様と連盟で県立体育館等の誘致に関する要望書を、鹿児島県知事、姶良・伊佐地域振興局長宛に提出したところであります。

今後につきましては、地権者のご要望や県の動向を見定めながら、機会を見逃すことのないよう働きかけていきたいと考えております。

なお、集会などの機運高揚的な活動は、あくまでも鹿児島県の判断を見つつ、要望が県の施策への 干渉と捉えられないよう注意しながら、市民全体が1つとなって進めていきたいと考えております。 次に、3問目の宿泊施設の企業進出についての1点目のご質問にお答えいたします。

先の第3回定例会でご質問をいただいてから、旅館、ホテルに関する打診は2件ありました。この間における誘致活動につきましては、鹿児島県ホテル・旅館生活衛生同業組合に加盟している323社に対して、市内で開催される主なイベント等を含めた本市の需要概況を示す資料をあわせて発送いたしました。

また、日本ホテル協会や日本立地センターを訪問し、ホテル等の地方進出動向などに関する情報収集を行ったところでありますが、具合的な情報を得るまでには至っておりません。

2点目から4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

消防署横のニシムタ跡地につきましては、詳細を把握しておりません。また、コカコーラ横の大型 工事につきましては、遊技場の建設が進められているところであります。

今後の企業誘致策につきましては、これまでと同様に県央のよさを生かした交通の利便性、優位性を全面的にアピールし、企業立地に対して魅力ある地域であることを積極的にPRしてまいります。これらの受け皿につきましては、姶良市土地開発公社等と連携を図りながら新たな工業用地を確保し、企業のご要望に十分対応できるよう、先を見据えた計画、整備を図り、さらなる企業誘致を推進してまいります。

また、地元の産物を原材料として利活用でき、地域・経済を総合的に押し上げていけるような企業の誘致を推進し、これらが定住人口の増加にもつながっていくという相乗効果を発揮できるよう努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〇20番(谷口義文君) 朝ほどの同僚議員が非常に熱の入った質問をしていましたので、私も熱は入れますが優しく質問をしたいと思っております。

今、市長の公約の実績として相当なものが述べられたわけですが、これはほんのごく一部、まだまだ多くの実績があったというふうに思っております。紆余曲折難産の末に誕生した姶良市にとっては、公約率87%を達成されたということは、これは褒めるのじゃなくて多いに評価のできるものではないかなというふうに思っております。まだまだ残された課題も多くあろうかと思いますが、また残り期間、4月までですね、その取り組みに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

この件に関しましては、市長に一言だけお聞きして終わりたいと思っております。

まず、合併してこの厳しい4年間を振り返ってと、今後2期目に対してどのような抱負があるのか ということを、答弁書じゃなくて再度市長の口から、まずお聞きします。

〇市長(笹山義弘君) お答えいたします。

私も合併協議の当事者でございましただけに大変合併に至って新市ができたということは大変うれ しく思っているところでございます。それだけに、せっかく難産の上にできた姶良市でございますか ら、私としてはまず職員にもお願いしたことは、市民目線と、目線の先には市民がおられるというこ とで、私どもは全体の奉仕者であると。したがいまして、まず一義的には市民のためになるかどうか をいつも自分に照らして行動してほしいということをお願いしましたし、私もその理念に従って行動 をさせていただいたところでございます。

しかし、やはり合併というのはいろいろな歴史を持った違う自治体が1つになるわけですから、一長一短に簡単にできる作業ではないということも厳しく感じているところでございます。それだけに、私としてはおごることなくそれぞれの地域の皆様方の気持ちをまず第一に考えさせていただいて、その全体をバランスよく事業が推進できるようにこの3年9か月の間苦心してまいりました。

そういうことから、就任当初は地元のという言い方をするとあれですが、加治木地区の人からお前はどこから市長になったとかと大変厳しいお叱りも受けました。しかし、私としては旧加治木町はもうないんですと、姶良市しかございませんということから、姶良市のためになるかどうかという視点で仕事をさせてくださいと説得をさせていただいたところでございます。

そういうことから、先ほども申し上げましたように、各地区バランスを見ながらいろいろな施策をさせていただいた。ただ、いろいろな企業誘致を含めてそうですけれども、この経済活動にはタイミングというのがございます。今、姶良市というのは非常に風に乗っておりますし、今、旬であろうと思いますが、これがずっと続くかというと、なかなか経済はそう甘くはないというふうに思います。ですから、今注目を一生懸命受けていただくために、あいらびゅー号とかあいらん家とかこれらを売っておりますのは、これは県内の中で姶良市の位置をどういうふうにつくっていくかと、まずに知っていただく、そして来ていただくことによって非常に交通の要衝であるということをそれぞれの皆様に知っていただく、そのことをすることで企業誘致ほか定住につなげていきたいということを考えている所でございます。この市政は当面そのようにさせていただきたいと思います。

次に、この合併というのは究極の行財政改革と言われるわけであります。したがいまして、ただまちをつくっただけではいけないわけでございまして、このことによって行財政改革がさらに進まなければなりません。ですから、効率のよい自治体運営を進めながらその体制もつくっていかなければならないということを考えましたときに、これは一挙でできることではございませんが、次のステージに上げるための準備に全力を傾注していきたいというふうに考えているところでございます。

〇20番(谷口義文君) どこかで市長がお話をされたことがあったんですけども、この4年間はよちよち歩きの舵取りの4年間であったということであります。今後は地に足をつけて姶良市全体の発展のために邁進していただきたい。

次に移ります。

姶良市総合体育館の誘致につきましては、同僚議員の吉村議員がもう詳しく質問しておりますので、 私は2点ほど提案をしたいと思っております。 まず、新聞報道がなされテレビ報道がなされた後、11月8日まで他の他市はいろんな方法で誘致活動を行ってきたわけですね。ところが、姶良市は全く後手後手で、本当に誘致の報道はされたけれどもその気があるのかという市民の声は非常に大きくありました。そういう中で11月8日に7団体との連盟の要望書を再度出されたということで少しは機運は高まっておりますけれども、もうちょっと市民と一体となって幅広くもうちょっと真剣に取り組んでいただきたい。そのために提案をしたいわけですが、1つ目は、体育館誘致に向けて体育館誘致活動準備室というようなものを一つこれを開設する考えはないか。そうするためにはもちろん費用もかかります。そのことによって市民を巻き込み、団体等を巻き込んで大きく県に対してもアピールができるのではないかと思っておりますけども、市長、どうですか。

- ○市長(笹山義弘君) 関係6団体の方々にまずご同意をいただいてこの要望書をさらに提出したところですが、ここができましたので、次のステージとしてはそれを実践していくということになってこようと思います。そういう中で、今議員ご指摘のとおり、その窓口となるということについては、今後進める中で体制ということについては考えてまいります。要は、大事なことは市民がみんなこぞってこの事業を望んでいるという姿を県、特に知事に見ていただく、アピールするということも大事であろうと思います。その方法としては、例えばいろいろな公共物等に懸垂幕、横断幕等を掲げるとか、それとかいろいろな広報紙にそれらのキャンペーンを張るとか、そして他団体とのいろいろな勉強会をする中で、それを最終的には全体としての決起大会的なものに持っていくとかそういう次のステージがあろうと思いますので、それらのことはそれぞれの団体等を通じてご相談しながら進めていく必要があろうというふうに思います。
- **〇20番(谷口義文君)** 答弁書にもこれは出ておりますけれども、いろんな団体、所属された方からもぜひうちを成功させてほしいという声が多いと、また一般の市民の皆様からも応援するので頑張ってほしいというこれだけの後押しもあるわけです。だから、市長が今答弁されたとおり、いろんなやり方もあるわけです。そういったものをやるためには、やはりこれは行政主導ではちょっと無理なのではないかなというふうに思っております。

それと、2点目はその準備室なる、窓口となるものを市役所の中じゃなくて、例えば商工会の中に そういう窓口を置くとかそういうような考えもあるわけなんですが、市長はどうお考えですか。

- **〇市長(笹山義弘君)** 先ほど申し上げましたように、具体今後は動いていこうと思いますが、それらのことも含めて他団体としっかり協議をしてどういう組織がいいのかということも含めて協議をさせていただきたいというふうに思います。
- **〇20番(谷口義文君)** 今市長が答弁されましたように、一日でも早いそういった方向に結びつけていっていただきたいというふうに要望してこの質問は終わり、最後の質問に移ります。

宿泊施設の件でありますが、私が前回3回のときに質問をしたときには8件ぐらいの打診があったというような答弁があったわけですね。それで今回また2件の打診があったということですが、その前回の8件、また今回の2件、どういう打診だったのか、そして結果はどうだったのか。前の質問では詳しく説明がなかったから、ちょっと詳細に説明をしていただきたい。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

具体、その状況はどうなっているんだということでございますが、当然新しくできましたホテル、 旅館等の誘致促進条例に関心を示されて打診があったところなんですが、その内容等の説明をいたし ましてお持ち帰りいただいて、それぞれの企業等々で検討されているというようなことでございます が、後からもう2件ということでございますけれども、それにつきましても同様なところでございま して、その結果、具体的に進めていくという段階にはまだ合わせて10件至っていないというところで ございます。

以上です。

〇20番(谷口義文君) これは市長の答弁の中にもありますが、喫緊の重要な課題であると、宿泊場所、ホテル等の誘致の問題は。それだけ姶良市にとっては非常に重要な問題であります。今答弁がありましたよね。じゃあ、なぜ姶良市は県央の中心にあって交通の便もいい、錦江湾もある、こんなすばらしい立地条件がありながらなぜホテルが姶良市に来ないんですか。何か原因があると思いますか。

〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えいたします。

それぞれのケースによりまして、市場分析等行われるというところだろうと思っております。姶良市、1年間にどれぐらいの宿泊数があるかと申し上げますと、実際には、これは既存の宿泊施設等を利用された数でございますのであれなんですけれども、平成23年度が3万9,258人、24年度が4万2,979人というふうにふえております。これらの要因につきましては、進出企業等々も絡めまして交流人口もふえているというふうに分析をいたしておりますが、それでは肝心な点でなぜホテルが来ないかということなんですけれども、諸刃の刃的なところがあろうかと思っているんですけれども、姶良市は鹿児島市、霧島市のちょうど中間にございまして非常に交通の利便性がよいということで、両市に対しまして15分から20分で行くことができるという利便性があります。ですので、現在のところ、そういった先ほど言いました実績はあるのでございますけれども、それは現実的に今ホテル、旅館等が設置されていないからではございますけれども、昼間ビジネスと観光等をしまして、宿泊は鹿児島、霧島、その移動時間は先ほど言いましたようなことで、ですからそういったことも要因しているのかということも一つにはあるのではなかろうかというようなふうに考えているところでございます。

〇20番(谷口義文君) 今の答弁では何がなんだかさっぱりわからないような状態ですね。やっぱりホテルがあると企業も逆に進出しやすいわけですよね。そういうことですね。逆に企業もホテルがあれば進出しやすいし、逆のほうも言えるわけですね。そういうことですね。だから、やはりこれだけの立地条件のあるところだからもうちょっとすばらしいまちづくりを考えて、やっぱり滞在型のまちづくりをつくっていかなければならないというのが一番重要ではないでしょうかね。

話は他に飛んだりするんですが、旧サンピアあいらのその後の交渉はどうなってますか、わかれば。

〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

旧サンピアあいらにつきましては、議員ご存じのとおりでございますけれども、先の定例会でもお答えいたしましたとおり、その後の具体の進展と申しますか、推移等につきましてはございません。

以上です。

- ○20番(谷口義文君) もう私がしぶとく質問するもんだから、答弁もちょっとないですね。なぜそのことを言うかというと、このホテル旅館条例をつくらないといけなかった要因としては、サンピアあいらがなくなったからじゃないですか。そうでしょう。宿泊施設、レストラン、宴会、会議場、会議施設、全てあったものがなくなったからこそ喫緊の課題としてホテル旅館条例をつくるに至ったわけですよ。原因はそこなんですよ。そこをしっかりと考えてくださいよ。未だばたばたしてホテルが来ますか、旅館が、来ないでしょう。あれが建っている以上はずっと私も言い続けますよ。早く解体すれば別ですよ。あの施設が現存している以上は、やはり市民の方が、今も声が多いんですよ、どうなっているんだと、どうするんだと、市は関与しないのかと、議員さんは何をしているのかと、市長は何をしているのかと、あれがあるからですよ、使えるからですよ。そういう施設がありながら指を加えていや、民と民とのことですとか、もうその交渉はあまり今答弁みたいにもうしっかりした答弁は全然出てこない。これは市長にお伺いしますけども、今後とも玉昌会の高田理事長とは密に話し合いをされて今後どうされるのか、期間、いつごろどうされるのか、あの施設を、その辺のところを市長、一つ時間もあまりなくなりましたけれどもお聞かせください。
- ○市長(笹山義弘君) 仮に同施設を運営について、本市において何らかの形でかかわるということに仮になりますと、大変大きな政策課題でございます。したがって、もう任があと何か月というこの時期に軽々に申し上げることは差し控えたいと思いますが、次のステージでということに検討はなってこようと思いますので、その辺のところは市民の皆様とよく話し合いをするということになってこようと思います。
- **〇20番(谷口義文君)** 市長には引き続き希望をもって玉昌会との交渉に臨んでほしいと思います。 じゃあ、次に、消防署の横は何ができるかと聞いた。わかりませんか。聞いた話によればくるくる 回転寿司ができると聞いておりますけども、本当なのかどうか、噂ですから。

それと、まあ、それはいいですが。じゃあ、旧こうか跡地とコスモスの間に今工事をしておりますけども何ができるかご存じですか。あれは国分の鎌田建設が車のタイヤ、カー用品を売るイエローハットを今つくっております。そういう具合にして今度蒲生も高校を過ぎたところの大和葬祭の手前に工事をしていますね。あれは何か葬祭ができるそうです。だから今工事中のところを、今姶良市に何をつくる、工場をつくる、会社をつくるというような工商のところがどれだけ把握されてあるのか、わかったら一つ答弁をお願いします。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

先ほどのニシムタの横の件もありましたけれども、そういった形で建築確認等を示されればわかる ところもあるんですが、噂ではお聞きすることもあるんですけれども、確認等での確認しかできない ところでございます。

〇20番(谷口義文君) それでしか確認はできないわけですか。企業のほうから、会社のほうからそ ういう、こういうことをつくりますというような前もって打診ちゅうのはこれはないわけですか。 ○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

いわゆる一般の商業活動に伴った店舗等の進出につきましては、今部長がお答えいたしましたとおり、建築確認等の申請手続によるほかはございません。ただ、程度の差はございますが、いわゆる企業、工場、そういったような点につきましては、当初から工業開発促進条例等々の関係がございますので、進出前の段階から打診があるというような状況でございます。 以上です。

〇20番(谷口義文君) 遊技場ができたり、蒲生のほうに葬祭ができたりと、また蒲生のほうにはそのほかにも葬祭があと2軒ほどできるというような、これはもう噂ですけどもあります。

私が申し上げたいのは、進出している企業を拒むわけにはいきませんよね。雇用も生まれますし発展にはつながると思うんですけれども、本当に真の姶良市の発展になるのかなと思うところがあります。だから、そのためにはやはり若い世代が働けるような、持続して働いていけるようなやはり企業誘致というものを最優先して、企業誘致に努力すべきじゃないかなと思っております。市長はどう思われますか。

- ○市長(笹山義弘君) 店舗の展開ということにつきましては、やはり企業の見方というのが、やはり 姶良市が市場になるという見方があるのでそのような経済活動があるのではないかと推測するわけで すが、この今いろいろと企業のベースで、工場等のベース、例えば物流施設等々のオファーが来るわ けですが、この単位がなかなか大きい単位で要望がきます。そういうことから、それらをいろいろに らみながら姶良市としてはそれに寄与する土地の確保ということが課題に今後はなってこようという ふうに思いますので、各方面このしっかりレーダーを張りながらその情報にも収集にも努めていきた いと。そしてタイミングを見て逸することなくそれにあたっていきたいというふうに思っています。
- **〇20番(谷口義文君)** 企業誘致となると、須崎の工業団地とか平松の工業団地というような広いところがありまして、これも開発公社等との協力により土地の確保はできていくんではないかなとは思っておりますけれども、逆に企業が姶良市に来たいというときに要望というのが何かあるわけですか。どうしても姶良市につくる場合、これ答弁書にも出ておりますよね、「企業のご要望に十分に対応できるように」という、その企業が立地するために、進出するために要望があるとする、そういう要望っていうのは今まで何か姶良市に対してはあるわけですか。

〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

まず1番の要因は、進出企業、工場等にとりまして用地が確保される、そしてまたその企業の進出を計画されている規模等によりましてその面積が重要なポイントの一つでございまして、まずこれだけの用地を確保できるかというようなところがまず第1番目の要素だと考えております。そして後は進出した後にその、で働いていただける従業員、雇用が確保できるか。そしてその業種にもよりますが、いわゆる水があるかとかそこへのアクセスの問題等々の条件を示されまして、それをトータルして考えてそれぞれの場所等に案内、誘致をしていくという段取りでございます。

- ○20番(谷口義文君) 一番大事なことは、インフラの整備というのも大事じゃないですかね。姶良市は下水がないというのが工場にとっては一番のネックであろうというふうに思っております。道路整備、企業によっては姶良市ができることは法人税、またはいろんなその税関係の減免というようなこともあるわけです。いずれにせよ、先ほどから申しましたように、若者が定住して長続きがするような企業誘致に、今後ともさらなる邁進を続けて取り組んでいただきたいということを要望しまして、私の質問はこれで終わります。
- **〇議長(玉利道満君)** これで谷口義文議員の一般質問を終わります。
- ○議長(玉利道満君) 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。 したがって、本日の会議は、これをもって散会とします。 なお、次の会議は、12月6日午前10時から開きます。

(午前11時58分散会)